

議案第 55 号

愛西市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

愛西市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 27 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、病院又は診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている者に係る精神障害者医療費の支給を廃止するため必要があるからである。

愛西市精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

愛西市精神障害者医療費支給条例（平成１７年愛西市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２号を削り、同条第３号中「第１号」を「前号」に改め、同号を同条第２号とする。

第５条第１項第２号を削り、同項第３号中「第３条第３号」を「第３条第２号」に改め、同号を同項第２号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の愛西市精神障害者医療費支給条例（以下「旧条例」という。）第３条第２号に該当する者（以下「第２号該当者」という。）として旧条例第６条第１項の規定により精神障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けている者が施行日前に受けた診療、薬剤の支給又は手当に係る精神障害者医療費（以下「医療費」という。）の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において第２号該当者として旧条例第６条第１項の規定により受給者証（当該受給者証の有効期間の満了の日（以下「満了日」という。）が施行日の前日であるものを除く。）の交付を受けている者であって施行日以後引き続き旧条例に定める受給資格者であるものが施行日から当該受給者証の満了日又は旧条例に定める受給資格者でなくなった日のいずれか早い日までの間に受けた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 4 市長は、施行日前においても、第２号該当者として旧条例第６条第１項の規定により受給者証（当該受給者証の満了日が施行日以後に到来するものに限る。）の交付を受けている者が当該受給者証の満了日後に受ける診

療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給に係る同項の規定による申請については、改正後の愛西市精神障害者医療費支給条例の規定の例により処分することができる。